



長野県報

7月19日(木)
平成19年
(2007年)
第1881号

目 次

告 示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康づくり支援課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林整備課）	2
公共測量の実施（土木政策課）	2
特定計量器の定期検査（ものづくり振興課）	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（NPO活動推進課）	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	4
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧（都市計画課）	4
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	5
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	5
一般競争入札（2件）（県立病院課）	5
一般競争入札（経営企画課）	7
一般競争入札（ものづくり振興課）	8

告 示

長野県告示第373号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成19年7月19日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
山形協立訪問看護ステーション	東筑摩郡山形村2526-1	平成19年5月1日
松本協立訪問看護ステーションすみれ	松本市巾上10-6 田中ビルB棟2階	平成19年5月1日
訪問看護ステーション御代田	北佐久郡御代田町大字御代田4107-139	平成19年5月1日

健康づくり支援課

長野県告示第374号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年7月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
伊那市高遠町山室63の4、63の5、64の4、64の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林整備課

長野県告示第375号

駒ヶ根市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年7月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類 公共測量（駒ヶ根市南田市場土地区画整理事業）
- 2 作業期間 平成19年7月17日から平成19年10月31日まで
- 3 作業地域 駒ヶ根市 赤穂、赤須町、赤須東、経塚地域

土木政策課

長野県計量検定所告示第2号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成19年7月19日

長野県計量検定所長 千原 薫

区域	期日		場所
	月日	時間	
小諸市のうち北大井、南大井、三岡及び川辺地区	8月28日 (火)	午後1時から午後3時まで	小諸市甲1275番地2 小諸市文化センター
小諸市のうち大里、西小諸及び中央地区	8月29日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで	小諸市相生町3丁目3番3号 小諸市民会館
小諸市全域	8月30日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	小諸市相生町3丁目3番3号 小諸市民会館

飯田市のうち龍江、千代、川路、三穂及び竜丘地区	9月3日 (月)	午後1時から午後4時30分まで	飯田市龍江4517番地 飯田市龍江公民館
飯田市のうち鼎、伊賀良、山本、松尾、上久堅及び下久堅地区	9月4日 (火)	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市鼎中平1339番地5 飯田市鼎文化センター
飯田市のうち座光寺及び上郷地区	9月5日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市上郷飯沼3145番地 飯田市役所上郷自治振興センター
飯田市のうち橋北、橋南、羽場、丸山及び東野地区	9月6日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで	飯田市東栄町3108番地1 飯田市勤労者福祉センター
飯田市全域（上村及び南信濃地区を除く）	9月7日 (金)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市東栄町3108番地1 飯田市勤労者福祉センター
上伊那郡飯島町	9月10日 (月)	午後1時30分から午後4時まで	上伊那郡飯島町2537番地 飯島町役場
上伊那郡中川村	9月11日 (火)	午前9時から午前11時まで	上伊那郡中川村大草4045番地1 中川村基幹集落センター
上伊那郡宮田村		午後1時から午後3時30分まで	上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場
上伊那郡箕輪町	9月12日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10286番地1 箕輪町産業会館
上伊那郡辰野町	9月13日 (木)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	上伊那郡辰野町中央1番地 辰野町役場（市民ホール）
上伊那郡南箕輪村	9月14日 (金)	午前10時から正午まで	上伊那郡南箕輪村4825番地1 南箕輪村役場
伊那市のうち長谷地区		午後1時30分から午後3時まで	伊那市長谷溝口1398番地 長谷老人福祉センター
伊那市のうち高遠地区	9月18日 (火)	午前10時30分から正午まで	伊那市高遠町長藤1770番地 高遠町屋内運動場



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月20日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人中央アルプス農業実践塾

- 3 代表者の氏名

大沼昌弘

- 4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市下平2934番地260

- 5 定款に記載された目的

この法人は、就農希望者に対して、環境・自然に配慮した就農支援事業を行うとともに、地域の子どもたちに対して食育教育等の健全育成事業を行い、農業を媒介として自然と人間が協働する地域づくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月26日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人りんどう

- 3 代表者の氏名

原山友幸

- 4 主たる事務所の所在地

上田市保野614番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者及びその家族等に対し、自立した日常生活に必要な事業及び高齢等により障害者の介護が出来ない家族を支援する事業を行い、全ての人が健康で快適な暮らしが出来るよう福祉サービスを提供し、もって、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

ものづくり振興課

		午後1時30分から午後3時30分まで	伊那市高遠町西高遠350番地1 高遠町文化体育館
東筑摩郡生坂村	9月19日(水)	午前10時30分から正午まで	東筑摩郡生坂村6042番地1 生坂村活性化センター
東筑摩郡筑北村のうち本城地区	9月20日(木)	午前10時から正午まで	東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村役場本城総合支所
東筑摩郡筑北村のうち坂北地区		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡筑北村坂北2187番地 筑北村役場
東筑摩郡筑北村のうち坂井地区	9月21日(金)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡筑北村坂井5701番地2 坂井公民館
東筑摩郡麻績村		午後1時から午後3時まで	東筑摩郡麻績村麻3837番地 麻績村役場
東筑摩郡山形村	9月25日(火)	午前10時から正午まで	東筑摩郡山形村2030番地1 山形村役場
東筑摩郡朝日村		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡朝日村大字古見1286番地 朝日村中央公民館
東筑摩郡波田町	9月26日(水)	午前10時から正午まで 及び午後1時から午後3時まで	東筑摩郡波田町10098番地1 波田町総合体育館
上高井郡小布施町	9月27日(木)	午前10時30分から正午まで 及び午後1時から午後3時まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 小布施町役場
上高井郡高山村	9月28日(金)	午前11時から正午まで 及び午後1時から午後3時まで	上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館
千曲市のうち森、倉科、生萱、雨宮及び土口地区	10月3日(水)	午前10時30分から正午まで	千曲市大字生萱120番地 千曲市東部体育館
千曲市のうち八幡、桑原及び稻荷山地区		午後1時30分から午後3時30分まで	千曲市大字八幡3311番地 千曲市八幡公民館
千曲市のうち埴生、屋代及び栗佐地区	10月4日(木)	午前10時30分から正午まで 及び午後1時から午後3時30分まで	千曲市大字桜堂570番地 千曲市埴生公民館